

議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和3年12月7日

大阪府議会議長 鈴木 憲 様

提出者

大阪府議会議員	杉江友介	徳永慎市
	肥後洋一朗	

賛成者

大阪府議会議員	横山英幸	徳村さとる
	中野稔子	三橋弘幸
	いらはら 勉	前田将臣
	上田健二	橋本和昌
	原田こうじ	原田 亮
	加治木 一彦	藤村昌隆

議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正
の件

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（略）</p> <p>第四条 府議会議員が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間（九月に招集される定例会にあつては、開会の日から当該開会の日に上程された議案の採決を行う日としてあらかじめ議会運営委員会で決定した日（以下「採決日」という。）までの間又は採決日の翌日から閉会日までの間）に開かれる次に掲げる会議等（以下「会期中の会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をした場合において、閉会日又は採決日後に最初に会期中の会議等に出席した日の属する月（以下「出席月」という。）の前月が閉会日又は採決日の属する月（以下「閉会月」という。）の翌月以後の月であるときは、閉会月の翌月から出席月の前月までの議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が出産、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者であること又は病院若しくは診療所への入院であつて医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が議会運営委員会に諮つて認めたことによるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 会議</p> <p>二 委員会</p> <p>三 協議等の場（議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。）</p> <p>四 議員の派遣及び委員の派遣</p> <p>第四条の二 前条の規定にかかわらず、府議会議員が被告人又は被疑者として身体の拘束を受けていることにより前条各号の会議等を出席したときは、当該欠席した日の属する月（以下「欠席月」という。）以後の月分の議員報酬は、同日後において最初に前条各号の会議等に出席した日又は被告人若しくは被疑者として身体の拘束を受けていること以外の事由により前条各号の会議等を出席した日の属する月（欠席月と同一の月である場合は、その翌月）以後の月分を除き、その支給を停止する。</p>	<p>第三条（略）</p> <p>第四条 被告人又は被疑者として身体の拘束を受けていることにより招集に応じず、又は委員会を出席した日の属する月（以下この項において「欠席月」という。）以後の月分の府議会議員の議員報酬は、同日後において最初に招集に応じ、若しくは委員会に出席した日又は被告人若しくは被疑者として身体の拘束を受けていること以外の事由により招集に応じず、若しくは委員会を出席した日の属する月（欠席月と同一の月である場合は、その翌月）以後の月分の議員報酬を除き、その支給を停止する。</p>

2・3 (略)
第六条 (略)

第七条 基準日前六箇月以内に第四条の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかった月があるときは、前条第一項の期末手当のうち、それぞれその基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬を支給しなかった月分の額に相当する部分は、支給しない。

第七条の二 基準日前六箇月以内に第四条の二第一項の規定により当該月分の議員報酬の支給を停止した月(同項の規定により支給を停止すべきであった月分の議員報酬で既に支給したものであるときは、当該月を含む。)があるときは、第六条第一項の期末手当のうち、それぞれその基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分は、その支給を停止する。

2 第四条の二第二項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3 基準日前六箇月以内に第四条の二第三項の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかった月(同項後段の規定により当該月分の議員報酬を返納しなければならない月を含む。)があるときは、第六条第一項の期末手当のうち、それぞれその基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬を支給しなかった月分の額に相当する部分は、支給しない。

2・3 (略)
第六条 (略)

第七条 基準日前六箇月以内に第四条第一項の規定により当該月分の議員報酬の支給を停止した月(同項の規定により支給を停止すべきであった月分の議員報酬で既に支給したものであるときは、当該月を含む。)があるときは、前条第一項の期末手当のうち、それぞれその基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分は、その支給を停止する。

2 第四条第二項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3 基準日前六箇月以内に第四条第三項の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかった月(同項後段の規定により当該月分の議員報酬を返納しなければならない月を含む。)があるときは、前条第一項の期末手当のうち、それぞれその基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもつて計算した当該議員報酬を支給しなかった月分の額に相当する部分は、支給しない。

附 則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。

提 案 理 由

他自治体において、長期間にわたり、議会を欠席しているにもかかわらず、その間の議員報酬と期末手当が支給される事案が発生している。

大阪府議会においては、多様な人材の議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議への欠席事由の拡大（育児、介護、出産支援等）を行ってきたが、一方で長期にわたり職責を果たしていない議員については、報酬等の減額を行い、府議会に対する府民の信頼を得る必要があるため提案する。